

浜松市公告第 1311 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項に基づき住民等から意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該意見を、この公告の日から 1 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 1 日

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）浜松市西区入野町八反田物販店舗  
浜松市西区入野町 6486-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社静岡総合不動産 代表取締役 村岡 義夫  
静岡県掛川市梅橋 337 番地の 1
- 3 意見に係る届出  
大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出
- 4 届出年月日  
令和 5 年 7 月 24 日
- 5 意見の内容（次ページ以降に記載、原文どおり）

昨日「(仮称)浜松市西区入野町八反田物販店舗」大規模小売店舗立地法に基づく説明会が行われましたが、それに対する意見を申し上げます。

- 1、 出店事業者が未定である事
- 2、 店舗建設設置業者のみによる説明会である事

開店日時、営業時間、店舗平面図(陳列台・レジ位置その他)まで提示されて、出店業者本契約まで発表出来ないとは地元として理解出来ない。それなら、本契約終了後に事業者含めて地元説明会を行うべきである。事業者決定後に再度説明会お願いするも法律上必要ないと拒否される法律上の問題ではなく地元住民としては、今後店舗運営していく事業者さんに交通安全対策、防犯対策、環境対策等について説明頂き地元の希望・要望等の話し合いするのが説明会と思います。

開店以降の運営に関する責任のない建設設置業者さんの説明聞いてもあなたたちが開店後の問題発生について責任取れますかと言う事です。

大店法を詳しく知りませんが地元の一番知りたい事に配慮していくのが行政の役割と考えます。

法律上問題なければ受けざるをえないのは理解しますが、そこに地域住民への配慮を指導する行政に期待します。